

北上市会計年度任用職員の給与等規則の一部を改正する規則

北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第13条第3号、第5号、第7号、第8号、第15号から第17号まで、第19号、第20号、第22号及び第23号に規定するものについて、市長が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第13条第5号、第7号、第8号、第15号、第17号及び第20号中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、第7号、第15号、<u>第16号</u>及び第23号中「一の年度」とあるのは「一の会計年度」と、同条第12号及び第20号中「8週間」とあるのは「6週間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇は、有給とする。ただし、勤務時間等規則<u>第13条第4号、第5号、第8号から第11号まで、第14号から第18号まで及び第22号</u>については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第13条第3号、第5号、第7号、第8号、第15号から第17号まで、第19号、第20号、第22号及び第23号に規定するものについて、市長が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第13条第5号、第7号、第8号、第15号、第17号及び第20号中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、第7号、第15号、<u>第17号</u>及び第23号中「一の年度」とあるのは「一の会計年度」と、同条第12号及び第20号中「8週間」とあるのは「6週間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇は、有給とする。ただし、勤務時間等規則<u>第13条第5号、第8号から第11号まで、第16号、第18号及び第22号</u>については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。